

第 121 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 3 年 8 月 3 日（火） 10：29～15：25

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員

〔政府〕寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、近藤貴幸内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官、後藤一也内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 3 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 24：バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任（国土交通省）>

（高橋部会長）提案については前向きな回答をいただいたが、なおいろいろと議論があると思う。まず、建築物特定施設は、なぜ条例委任していないのか。

（国土交通省）条例委任されている特別特定建築物の建物の種類や用途については、特定建築物の中から条例で選ぶことになっている。

一方で、建築物特定施設については、どういったものから選ぶというようなものにはしていないため、法制上、条例ではできないことになっている。

（高橋部会長）どうしてそのようにしているのか。法律で決まっているということは理屈になっていない。なぜ、そういう立法にしたのかという話を聞いている。

（国土交通省）建築物特定施設は、具体的に基準を守らなければいけない対象になる建築物の部分であり、その規制を受けて対応するのが民間の事業者であり、設計段階できちんと分かっている必要があるということも踏まえて、政省令で具体的に列挙をするという制度の仕組みになっている。

（高橋部会長）現在、条例委任が認められた事項も、広い意味では民間に対する規制で、そこは理屈になっていないのではないのか。

（国土交通省）例えば、特別特定建築物となる建築物の用途は条例で追加することができるが、それも多数の者が利用する建築物という具体的に列挙された中から地方公共団体が条例で選択的に追加ができることになっており、何でも追加できるということにはなっていない。

今回、具体的に挙がっているものは劇場の客席ということだが、他にもどういった施設のニーズがあるのかということ、地方公共団体の意見を聞いた上で、特別特定建築物と同じように、一定のメニューの中から地方公共団体が規制対象を選択して条例で決めることができるという形にできないか検討したい。

（高橋部会長）そういう意味では幅広く一々個別に検討し、必要があるたびに追加するというのは常に後追いになり、バリアフリー法の、底上げをするという精神に合致しないと思うが、幅広くアンケートをとり、そこから幅広い要件を出していただくということは考えられないのか。

（国土交通省）そのように対処したい。

（高橋部会長）その際、最低基準については、設けがたいと思うが、そこはいかがか。

（国土交通省）地方公共団体に、どういったものを対象とすべきか、それが義務化なのかあるいは誘導基準なのか、どういった基準を定めているか、具体的に聞かないと進めにくく、そこで齟齬があっては意味がない。

また、その中で、オールジャパンでやるべきものとして建築物特定施設に一律に位置付ける範囲、地方公共団体の裁量で自由に位置付けられるようにしたい範囲について、地方公共団体と細かいコミュニケーションをとりつつ、しっかりと意見を聞いた上で進めてまいりたい。

（大橋部会長代理）バリアフリーは、建築物については随分進めていただいております。今、問題になっている建築物特定施設についての自由度が少し足りないのではないのかという提案だと思うが、建築物の一部をなすものでもあり、最近、特別特定建築物については、かなり規模の小さいものについては条例に委ねるという施策を取

られているので、その流れからすると、今回の建築物特定施設についても地方公共団体の意向を聞いた上で、法令で位置づけることにより固定してしまうよりは、むしろ条例で追加して自由度を高めるというやり方をさせていただけないか。そのような位置づけをしないと、法定の手續と条例で作っている手續が二本ある形になり、結局は現場にとって非常に分かりにくい仕組みになってしまうという問題もあるため、柔軟に考えていただけないか。

(国土交通省) 指摘いただいたように、法令の面あるいは条例で追加すべき面、両面から意見を聞いた上で検討してまいりたい。

(高橋部会長) では、条例委任の方向でやるものもしっかり検討していただくということで。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) バリアフリーの精神からいって、建築物特定施設を充実化していく追加であるので、最低基準は決める必要はないと思うが、いかがか。

(国土交通省) 制度上の観点もあるが、方法は何種類かあるかと思う。部会長の指摘のように、建築物特定施設を追加して、国としては全体のレベルアップを目指すために、誘導的な基準を設定するという方法もある。

一方で、地方公共団体によって、例えば客席について当県は義務的にやるということを条例で定めるという方法も選択としてはあるのではと思っており、そういったことも含めて、地方公共団体の意見も聞きつつ検討したい。

(高橋部会長) その場合は、最低基準は要らないのではないか。

(国土交通省) 例えば、義務基準については地方公共団体の判断、条例に委ね、国の全国レベルの基準としては、望ましいものとして誘導的な基準にとどめるといったことも考えられる。バリアフリー法上も、誘導基準を満たしたのものについては、例えば容積率の特例が受けられるというインセンティブがついている制度があり、その制度を国としては活用しつつ、地方によっては義務付けをするといったスタイルも考えられるのではないか。

(高橋部会長) それであれば、国の最低基準という話にはならないと理解した。事務局いかがか。

(近藤参事官) 建築物特定施設を政省令で追加するものと、条例で追加できるようにするものと両面で検討すると理解した。アンケートも取るということであり、当室と一緒にやらせていただきたい。

(国土交通省) よろしく願いたい。

(高橋部会長) 事務局と確認していただき、作業は事務的に詰めていただきたい。その結果、2次ヒアリングまでにどこまでできるかということもあるため、事務局とよく調整いただきたい。

<通番 31：住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の登録基準等を住生活基本計画で設定することを可能とする見直し（国土交通省）>

(高橋部会長) これは、まさに計画策定の義務付けの話である。この問題について、全国知事会において、ワーキンググループが設置されて検討を行うなど、地方側においても強い関心が持たれている。同時に、国会においても質疑が繰り返されるなど、強い問題意識が持たれている。こういう点を踏まえて、地方分権改革有識者会議において調査をした結果、法定されている条項数、過去10年間で約1.5倍と、平成22年に344条項が、令和2年度には505条項に増加しているということなので、総合調整を行う地方公共団体をこのような形で、全部法律で個々に縛ると、その総合的な行政主体としての機能が著しく損なわれると考えている。そういう意味で、令和3年の提案募集における重点募集テーマとして位置づけたところである。したがって、令和3年の提案募集における計画策定関係の提案については、まずは法令上の対応を基本として各府省にお願いしており、国土交通省におかれても、ぜひ、まずは法令の改正ということで対処いただければありがたい。

まず、賃貸住宅供給促進計画における登録基準の緩和について、条例ではなくて計画で外すという、こういう建付けにされている理由は何か、教えていただきたい。

こういうものは、計画という形でなくて、住民代表である議会で外すということが基本だと思うが、わざわざ利害関係者の参加、同意、様々な手續、パブコメも経るという重い手續でやらなくてはいけないとしている理由は何か。

(国土交通省) 重い手續というのはどういうことか。

(高橋部会長) 計画策定を必要としているということである。

(国土交通省) 条例よりは重くないのではないか。

- (高橋部会長) 要するに、計画という形で調整を経ながらパブコメを経て計画を作る。その計画でないと外せない。そういう手続で外すということを義務付けているのは、なぜかということ。
- (国土交通省) 条例よりは計画に位置づけるほうが軽いと思っていたが、各地方公共団体で、例えば東京であれば、一般的な面積基準が小さくても良いだろうという判断もあり、そのように都で決めていただくということが考えられる。計画も何もなく、いきなり緩和というのはなかなか難しいため、そうした計画を作った上で、緩和あるいは強化をしていただくという仕組みにしている。
- (高橋部会長) これは結局、国土交通省の省令での判断。計画策定をしなければ緩和できないという義務付けであれば、法にしっかり定めるといえるのが必要だと思うが、なぜ省令レベルで、こういうことをされているのか。これは権利義務関係である。それを、なぜ省令のレベルで計画という形で義務付けているのか。
- (国土交通省) もともと計画を作らなければいけないというものではなく、緩和や強化をする場合には、計画を作れば可能になるという仕組みであり、必ず賃貸住宅供給促進計画が必須というわけではない。
- (勢一構成員) 今の議論の続きだが、法律上策定は任意となっているが、実質的に緩和等をしようと思えば、省令に従い、策定が自動的に義務付けられるような構造になっているというところが、今回、提案の基礎にあり、その構造自体が問題ではないかという点の指摘だが、この点は、問題がないという判断か。
- (国土交通省) 省令との関係ということ、計画を作るか否かのことであって、何に基づくかというよりは、計画そのものを作るかどうかということに関わってくるのだと思う。
- (高橋部会長) 任意とは言いながら、外したいときには計画を作らないと外せないというのは、事実上義務付けではないか。要するに、外したい場合は計画を作りなさいと言っており、それは実質的に義務付けではないか。
- (国土交通省) 国の基準より緩和、強化しようする場合はそうだ。
- (高橋部会長) それが問題意識である。任意といいながら、様々な形で実質的に義務付けている制度が問題ではないかという話をしている。
- (国土交通省) ただし、そのハードルは決して高いものではなく、賃貸住宅供給促進計画に位置づければよいとしている。
- (高橋部会長) 軽いと言うが、計画を義務付けている。このように各府省が全てのもので計画を義務付けしていくと自治体の担当部局はパンクする。各府省の所掌事務で一生懸命やらなくてはいけないというのは分かるが、そのために、地方公共団体に全部計画を作らなくてはいけないと義務付けをすれば、その担当者はパンクする。それはやめてくださいというのが今回のお願いである。
- そのため、計画という形で利害調整など様々な手続をして、パブコメも行うという必要性があるのか。セーフティネット住宅の登録の基準の強化・緩和について独自に、賃貸住宅供給促進計画を策定するという形で行わなくてはならないのか。
- (国土交通省) 住生活基本計画の中で策定することでよいという形で周知させていただきたい。
- (高橋部会長) その際に、国の指針が頻繁に変わると、それに対応する都道府県の計画も変わらざるを得ない。そういう意味では、賃貸住宅供給促進計画はもうやめて、住生活基本計画の中でできるとすれば、それでいいのではないか。賃貸住宅供給促進計画を住生活基本計画と一体として作るというだけではなく、それはもう住生活基本計画の中でできるとすればよいのではないか。
- (国土交通省) 住生活基本計画の中で賃貸住宅供給促進計画に記載している内容である、公的賃貸住宅はどのように作るかと、そういった内容を記載すれば、それはもう住生活基本計画を作った中で認められると考えている。
- (高橋部会長) 法制上、そのようにしていただければありがたい。
- (国土交通省) しかし、法律として何らそれを否定していないのに、なぜ法律で何か書かなくてはいけないのか。
- (高橋部会長) 繰り返すが、国の指針が変わると、実際、地方公共団体としては独自に変えざるを得ない。この計画について、対応する指針が変われば、その指針に対応する計画も変わらざるを得ない。一体として策定するというにとどまらず、制度としても、賃貸住宅供給促進計画は部分的に住生活基本計画の中に位置づけるという法制度にすれば、実質上の義務付けが緩和されるという、お願いをしている。
- (国土交通省) 実態は変わるのか。
- (高橋部会長) 実態は変わる。対応する国の指針が変わった場合には、1対1対応であれば、当然地方公共団体の計画は変えざるを得ない。1体1対応でなければ、部分的な指針が変わったら、それは地方公共団体の判断で計画の変更が可能という形になる。国の指針が変わった場合でも、計画を変えるかどうかは、地方公共団体

が住生活基本計画の総合的な判断の中で決めるわけだ。そういった意味で、法制度として、そうしていただけないかというお願いをしている。全然、響いていないようだが。

(国土交通省) 住生活基本法の中で、賃貸住宅供給促進計画を包括するような仕組みにするべきということか。

(高橋部会長) 住生活基本計画の項目の中に賃貸住宅供給促進計画を位置づけてしまえば、それでおしまいでないか。住生活基本法の計画の中で、できる規定にしてしまえばよいのではないか。

(国土交通省) 住生活基本法を改正して、そういうことを含めるべきということか。

(高橋部会長) そうだ。そういう項目にしていただければありがたい。独自の計画というのではない。手続は、大体基本的に同じなのだろう。策定手続は基本的には同じでよいか、事務局。

(近藤参事官) 若干の差異はあるが、基本的には同じ構造だと、この2つの計画の手続に関しては、そう認識している。

(高橋部会長) 要するに、法制的にそのように変えていただければ、地方公共団体の負担は変わるのではないか。実質的な義務付けが緩和できるのではないかというお願いをしている。

(国土交通省) ただし、現実問題として、実際にそのようにやっているところもある。

(高橋部会長) やっているところもあるではなくて、全国一律にそうしてくださいというお願いをしている。

(国土交通省) しかし、都道府県では賃貸住宅供給計画を作っていないところも、もちろんあり、そういったところまで住生活基本計画の中で記載するというようなことにもなりかねないのではないか。

(高橋部会長) できる規定にすればよいのではないか。住生活基本計画の中で、そういう項目を設けることができるのであればよいのではないか。

繰り返しになるが、各府省が様々に熱心に取り組んでいることは分かるが、計画という形で決めなさい、計画にふさわしい手続をやりなさい、それに対する国の指針はこうだと縛っていく。益々地方公共団体の業務フロー、要するに自由度が減っていく。

今回は、そういった意味で、単独の計画に位置づけていて、独自の指針も受けているということが、実際上は、やはり負担になっているのではないか。

総合的な計画の中に位置づけることを可能とすれば、それで十分に国土交通省としての政策目的は達成できるのではないかというお願いをしている。手続は同じではないか。

(国土交通省) 手続面で同じようなところがあるため、それは、一緒に作り込みしていただく。それはほかの計画も併せてだ。

(高橋部会長) 何か手続を変えるとまずいところがあるのか。そんな深刻な違いが手続面であるのか。

(国土交通省) 法制上の問題もあるので、持ち帰って検討させていただく。実質的には問題ないように、そこはしっかりと周知してまいりたい。

(高橋部会長) 周知ではなく、法令を変えてくださいというお願いをしている。

(国土交通省) それについては、持ち帰って検討したい。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) このセーフティネットの住宅は、非常に重要な施策で、特に、これは住生活基本法の体系の中でも非常に重要な政策になっているということからすると、先ほどの議論とは少し違うが、住宅の確保が困難な方に住宅を提供していこうという施策を展開する上で、住生活基本法の中に計画事項を設けて、そこで登録の緩和等や追加をできるようにしたほうが、市民にとって分かりやすい。こういう見解が、今回、地方公共団体から出ていると思う。現状、2つの計画が並立しており、1つには、賃貸住宅供給促進計画があり、2つには住生活基本計画があり、それぞれが同じようなものを定める法体系になっているところを、むしろ整理したほうが施策の明示という点で、便利ではないかと、そういう観点も、法政策の観点からあるということだ。

また、今回、問題にしているような事例は、他府省においても、今回調べて非常に多くあるということが分かった。そういう場合には、国土交通省の提案のように、一体の手続として実務上やればよいということもあるのだが、期間の整合性の問題や先ほどから出ている国の指針の改正に合わせた計画改定など、法律上の手続が並行して2本残ると、やはりそれに伴い事務負担が発生するリスクが出てくる。それならば、法制上一本化してもらいたいというのが今回の提案であり、一本化する場合には、今回の事例では、賃貸住宅供給促進計画が、省令ベースで作っている仕組みになっているため、しっかり法律に格上げた形で、住生活基本計画のほうで整理することはできないのかという提案だ。持ち帰ったときに、そういう観点も含めて検討いただきたい。

(高橋部会長) 我々の問題意識を丁寧の説明いただいた。ぜひ持ち帰って、事務局とよく議論をして、検討いた

できればありがたい。
(国土交通省) 事務局とも相談させていただきたい。

<通番 25：新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長（内閣官房、厚生労働省、国土交通省）>

(高橋部会長) 方向性はありがたいが、新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物を作っている方からすると、早めに延長されるということが分からないと、なかなか管理も難しいと思う。そういった意味では、延長の方向が明確になる実質的な目途はどう考えているか。

(国土交通省) 手当するレベルの問題もある。また、今回、コロナをきっかけに提案いただいているが、本省としては、コロナのためだけの対応でよいのかという意識も持っており、その辺も含めて、地方公共団体の意見をしっかり聞いた上で、延長できるように対応を検討したい。どういうタイミングで対外的に周知できるかということは、今日の時点では、なかなか申し上げるのは難しい。

(大橋部会長代理) 今回、コロナを契機に出ている提案ではあるが、社会が抱えるリスクに対する対応という観点からすると、非常に広がりを持つ問題だということは確かにそのとおりで、既存制度の課題等を併せて今回検討いただけるというのはありがたい。

他方で、今回の提案は、コロナ関係の応急仮設建築物についてであり、既に作って運用しているようなところは、早いところで来年の夏には許可期限が来るという切迫した事情があるので、この問題は切り分けて、とりあえず、今出ている提案については、早い段階で延長の方向を出していただき、同時並行で、今、話のあった広い制度的な検討は続ける形を取っていただけないか。

特に今回、よくあるように、アンケートを取り多々確認するという形で、コロナに関してじっくりやってみると、今、現場が切迫し疲弊しているところに、このような問題で負担をかけたくないという思いもある。そこは切り分けて、コロナのほうを早く対応をいただきながらという形で段階的な処理をお願いできないか。

(国土交通省) コロナについては、延長しないことはあり得ないというところからまずスタートをすべきだということは当然のことと考えている。

また、アンケートも地方公共団体に負担をかけるようなことは全く考えていない。ただし、法律を改正するとなると、様々な法改正のスケジュールもあり、事務局とその辺は相談をさせていただきたい。やらないということはないと考えているので、ぜひそのような形で進めてまいりたい。

(高橋部会長) ベストは何かということについては、様々な選択肢があると思うが、まずコロナ対応の応急仮設建築物については、延長はやるということでお認めいただいた。

ただ、時期が問題である。コロナ対応の応急仮設建築物について延長するとなれば、絶対に法律改正か。

(国土交通省) 通常だとそのような対応が想定されるので、それも含めて検討ということになる。

スケジュールの点については、部会長や大橋部会長代理からも指摘があったが、最終的に必要になる時期というのは我々も認識しており、現場において支障が出ない形で措置する方向で考えたい。

(高橋部会長) 今の段階で、通知で延長し、必要な法制的な措置を取るという通知はできないか。

(国土交通省) 法律を超えるというのは難しい。事務局と相談させていただき、皆様が困らないような形で、しっかり対応してまいりたい。

(高橋部会長) 確かに、国会審議を軽んじることはできない。要するに、関係者が予見可能性を持って施設を運営できるように措置し、また、必ず必要な法改正をやるという約束は、していただいたということよろしいか。

(国土交通省) その方向で検討する。

(高橋部会長) では、タイミングや方法は、事務局とよく相談させていただきたい。事務局は、いかがか。

(近藤参事官) 仮に建築基準法で全体のルールを変えていく、つまりコロナも含めて建築基準法の改正により対応するという場合でも、分権の法案を出す、出さないという議論もまだこれからだが、考え得る最速、そのタイミングで処理をしていくというお気持ちでいるのか。そこも含めて検討だとは思いますがどうか。

(国土交通省) 分権の他の案件と一括でやっていただけるとありがたい。いずれにせよ、現場で支障が出ないように、部会長の御指摘も踏まえ、事務局ともよく相談をさせていただきたい。

(高橋部会長) 承知した。では、第2次ヒアリングまでに、目途をつけていただければありがたい。事務局とよ

く相談ください。

＜通番13：障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等（内閣府、厚生労働省）＞

（高橋部会長）本提案は、計画の義務付けに係るものであると考える。計画の義務付けの見直しについては、全国知事会がワーキンググループを開催し、検討されているなど、地方側も非常に強い問題意識を持っており、また、国会においても質疑が繰り返されるなど、問題意識を持たれている課題である。

これを踏まえ、今回、地方分権改革有識者会議においても調査した結果、計画の法定事項が過去5年で約1.5倍になっていることが分かった。具体的な数で言うと、平成22年に344だったものが、令和2年に505になっている。

総量として、計画の法定事項がこれだけ増加しているため、個々の市町村もしくは都道府県の部局の総合的な施策の展開に著しい障害が出てきているのではないかと強い問題意識を持っている。そのような観点から、令和3年の提案募集における重点募集テーマとして位置づけたところ。

したがって、まず、令和3年の提案募集における計画策定関係の提案については、基本的には法令で見直しという形で御対応いただけるよう、お願いしたい。この項目についても、ぜひ法令の改正ということをお願いしたい。

まず、内閣府に問うが、国の障害者基本計画の計画期間が5年で、ずれが生じている点に問題があるのではないか。障害福祉計画等の計画期間が3年となるとすると、そもそも期間的にずれがあるのではないかという気がするがどうか。

（内閣府）国の計画の計画期間は5年であるが、地方公共団体が3年や6年で計画を策定することは可能であり、そうしたことが不適切であるとは考えていない。

（高橋部会長）事実上、地方公共団体としては、国の計画が変わったのに、それに合わせて変えないわけにはいかないのではないか。

（内閣府）適時のタイミングで、地方公共団体の判断で、国の計画の見直しを踏まえて、地方公共団体の計画の見直しをいただければ良いと考える。

精査が必要な数字ではあるが、実態論として、例えば6年の計画期間としている地方公共団体が、都道府県・政令市、市町村において、ともに3割ほど存在する。国の計画期間が5年であるということが、地方公共団体の計画策定について、支障を生じさせているとは考えていない。

（高橋部会長）施策全体は、相互で意識して決められるものであり、一方の計画期間を5年、他方の計画期間が3年というのは、制度設計全体として問題があるのではないかと考えるが、いかがか。

（厚生労働省）障害福祉サービスの報酬改定は、介護保険と密接に連携している。例えば、65歳以上の方へのサービスであれば、介護保険制度を優先して利用いただくが、個別御事情がある場合は、障害福祉サービスを利用いただくという整理である。

そのため、例えば、ホームヘルプサービスのような、障害福祉と介護保険に共通するサービスは、常に介護保険を意識して、障害福祉の報酬改定を行っている。介護保険の報酬と異なる部分がある場合は、介護保険の行った報酬改定を意識し、障害福祉において対応するか否かを十分検討している。報酬改定は11月頃から継続的に議論が行われ、我々は常に、介護の報酬改定の内容を確認しながら、障害福祉においてどのような報酬を組むかということを検討しているため、3年ごとの報酬改定は必須であるとする。

（高橋部会長）報酬改定そのものを私どもは否定しているのではなく、報酬改定の影響を受ける項目について、計画という形で定める必要があるのか、問題提起をしている。

（厚生労働省）まず、見込み量については、総量規制の対象になっているため、あるサービスの報酬が変われば、見込み量を検討する必要があると考えている。もちろん結果として、見込み量が変わらないということもあり得る。

（高橋部会長）見込み量を計画とは別に提出するという法制にすれば良いのではないか。

（厚生労働省）計画を定め行政処分を行い、指定拒否を行うため、計画できちんと定めなければ、指定拒否の効果が正当性を持たないと思われる。計画でないものを提出するのでは、行政法の処分を拒否する根拠がなくなると考えられる。

（高橋部会長）計画を提出しなければ、処分の根拠にならないのか、何か公表すれば、要するに算定量を定めれ

ば、何も計画形式を取らなくてもよいのではないか。

(厚生労働省) 理屈としては、厳密には、そのようなところもあるかもしれないが、計画という形で公の肯定を行うことにより、どこまでがサービス提供量ということが明らかになる。そして、それが計画としてオーソライズされ、それに基づき総量規制を行うという法制が、医療計画など、他法も含めて採られている法制であるとする。

(高橋部会長) 計画が処分の根拠になっていることを否定しているわけではなく、見込量を策定手続まで経た計画という形で定める必要があるのか。

(厚生労働省) 法律上の規定に基づき指定を拒否することは、非常に重大なことである。基本的には、指定基準に基づいていけば、指定をしなければならないが、それを拒否できるというのは、法律上計画があり、それに基づき計画の総量が定められ、それで指定拒否ができるという法制だと思っている。

政府の法案立案過程において、他法の事例も踏まえて、基本的な法律を作成するというのが筋だと考える。他法との横並びを見て、その整合性を取って法律を作ることが、基本的には行政法の法律立案の在り方になっている。

(高橋部会長) 計画の根拠になるものが必要だというのは分かるが、繰り返しになるが、それを、計画策定手続を経てやらなくてはならないのか。

(厚生労働省) 法律に基づく計画がオーソライズされ、それを公表することによって、初めて指定拒否ができるというのが現行法の体系ではないかと思っている。これは私どもの障害福祉計画だけでなく、介護保険事業計画もそうであり、医療計画もそうである。みなそのような法制になっていると考える。

(高橋部会長) 見込み量以外の項目については、基本的には御検討いただけるということでよい。

(厚生労働省) 見込み量以外、いわゆる成果目標というのがある。これについては、確かに御指摘いただいたとおり、精神障害者の方については、長期入院のように状況が長く続くこともあり、1年、2年で求める話ではないとも思われるので、障害者部会の中で真摯に議論し、例えば、6年で計画を策定するというのも、あり得るのではないかと思われる。

特に精神につきましては、医療計画との関係もあり、そのような政策判断は、障害者部会の中で御議論の上、結論を得るということは十分あり得る。

(高橋部会長) 内閣府に問うが、計画のサイクルを合わせるという観点から、障害者基本計画の計画期間を6年にすることはできないか。

(内閣府) 障害者基本計画は、確かに障害福祉計画に関係するものも一部含んでいるが、一方で、様々な分野を包括した計画であり、例えば、バリアフリー化、これは国土交通省でやっているバリアフリー法に基づくものであるが、そちらでも同じように、国で基本方針を作った上で、地方公共団体がそれを踏まえて取り組むといった施策が展開されている。ほかにも、例えば、読書バリアフリー法は厚生労働省も共管しているが、そちらも同様に、基本計画を作った上で進められており、文化芸術活動も同じような計画が作られて進められている。福祉だけに特化し、計画期間を合わせていくことは適切ではないと考える。

(高橋部会長) 何かほかのところが6年だと支障があるということか。

(内閣府) 我々のものはもともと5年でやっている。

(高橋部会長) 要するに今まで5年だから、変える気は毛頭ないという話になる。検討もしないのか。

(内閣府) もともと10年で障害者基本計画が作られていた時代があり、10年は長過ぎるということで、5年に変更した経緯がある。それを、また伸ばすというのは、逆のベクトルに動かすことになるため、慎重な検討が必要だと考えている。

(高橋部会長) 是非、検討してください。やはりサイクルが違っていると困ると考える。

(厚生労働省) 内閣府の説明の中で、読書バリアフリー法は厚労省と説明があったが、正確には主要な官庁は、文科省と厚労省であるので、訂正する。また、読書バリアフリー法は議員立法であることを御理解いただきたい。

(野村構成員) 今の説明の中で、障害者基本計画、あるいは障害福祉計画について、それぞれ含まれている内容によってサイクルが違うという話があったが、報酬改定に全部引きずられすぎていて、これに全部合わせるというような形が強過ぎるのではないか。

報酬改定自体は重要なものとして計画的にやっていただきたいが、そのほかの計画部分も計画的に実施することについて非常に重要なところがあり、それを地方公共団体なりのサイクルで実行できるようにしていかな

いと、混乱するのではないかと考える。例えば、子供関連の計画などは、計画期間が6年というのは、多分、私が経験する中でものはほとんどなく、おそらく5年というのが多かったが、いろいろなものにこうした期間の足かせをはめてしまうと、3年なり、5年なり、6年のいろんなサイクルが入り混じって、全てがばらばらになってしまい、総合的に実施できない、そういう問題が発生しているのではないかと。

報酬改定が重要だというのであれば、それはそれとして切り離して考えれば良いのであって、ほかの計画について、報酬改定に合わせたものに全部していくというような発想はやめたほうが良いのではないかと。

(厚生労働省) まさに御指摘のとおりであり、私どもの回答は、報酬改定に関係するものについては3年、それ以外につきましては、3年でなく、どういう期間を設定するかというのは、障害者部会で都道府県や市町村の方も入った中で議論し、必要に応じて適切な期間を設定するという回答をしている。

(野村構成員) そこに計画期間の設定が必要なかどうかという問題もあると考える。報酬改定は、一定の段階的なものが必要だが、ほかのものについては、サイクルは地方公共団体に任せるか、あるいは、サイクル自体を無くすという発想もあって良いのではないかと。

(厚生労働省) 御指摘は受け止めるが、ただ、例えば、障害者部会などで議論を行う際、障害者の方から一番指摘を受けるのは、市町村によってサービスの格差がある、遅れている市町村があるという指摘である。

計画期間を設定するという事は、そこに向かって頑張ってくださいということをお願ひするという事であり、そういう意味で、障害者部会で御議論をさせていただきたいと言っているのは、都道府県や市町村さんの立場、それから障害者の皆様方のサービスを充実させたい思いの中で、そこで真摯な議論をしていただきたい。

(野村構成員) 計画性を否定しているわけではなく、要は計画的に進めるということの重要性はあるとして、期間を定めることによって、様々な政策等の総合的な関連に齟齬が生じているので、期間を定めることによる混乱を、看過できないのではないかと、そういう指摘である。

(厚生労働省) 障害者の部会で、きちんと議論をさせていただきたい。

(高橋部会長) 令和4年度というと、いつから議論が始まるのか。

(厚生労働省) 例年だと、令和4年の9月ごろから議論しているが、議論のスタートについても、検討したい。

(高橋部会長) 法令の改正になると、別に、基本指針の話とは必ずしも連動しないのか。

(厚生労働省) 法定計画でだが、計画のサイクルは基本指針に書いている。

(高橋部会長) 計画のサイクルは、3年というのは、基本指針なのか。そうであれば、法令は前倒しで3年度中に議論をしていただくということは可能なのか。

(厚生労働省) 実際に議論をする際には、どういう指標を設けるかということを含め議論しなければ、意味のある議論ができないのではないかと、思っている。そういう意味で、通常、中間年、報酬改定の中間年に基本的には基本指針の議論を行っているため、そこで議論をしたいということである。

(高橋部会長) 中間年が令和4年度か。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 計画策定が必要だということも、もう少し議論したく、こちらでも持ち帰らせていただき、2次ヒアリングが必要があれば議論をしたい。見直しのスケジュールについても、引き続き議論をしたい。

(大橋部会長代理) 繰り返しのなるかもしれないが、今回の地方公共団体から出ている提案の根底にあるのは、3年という期間について、短すぎて現場が悲鳴を上げているという状況がある。確かに計画を策定することによって正当性が出てくるという点は、非常に重要な点だが、他方で、計画という手法は、様々な協議とか、それにまつわる事務負担が非常に大きい行政手法であり、普通、策定するだけで1年はかかるような話で、さらには見直しのサイクルを入れていくというようなことからすると、3年というのは、見直しを行うには短過ぎるという問題がある。現状は決定的に計画という手法の性格とは相いれない運用をやっているということがあるのだと思われる。

したがって、例えば、報酬改定がどうしても重要だということで、そちらの3年サイクルがあるのだとすれば、6年というような形にしたうえで、その報酬改定に響くところについては途中で見直しの機会を設けると、いうくらいのスタンスでは、いかがですかと、多分、そういう提案だと思う。現状はやはり執行面を考えたら、相当に無理な仕組みであり、短期の計画見直しがこのような形で並立的に並んで見られるというのは、地方公共団体の側からすると、たまらないものだと思うので、そこは真摯に受け止めるべきではないかと。

(厚生労働省) 報酬改定によってかなりサービスを見直すことがある。それから、法律改正によって新たなサー

ビスを作ることもある。これは、基本的には報酬に絡む話であり、報酬改定に合わせてそこを施行するということになる。

サービスを見直す、例えば医療的ケア児での報酬を、基本報酬を作るという話になれば、当然、障害児の通所による医療的ケア児の受け入れが増加する可能性がある。特に都市部であれば、医療的ケア児は多い。

その中で、我々の国のスタンスとさせていただければ、当然、その報酬を見直したことによって、どのようにサービスが増えるかということは考えていただきたいということがある。

ただ、結果として当然、そのサービスの見込み量が変わらないということはあると思われるが、当然、総量規制という権限が都道府県にはあるため、そこは真摯に考えていただきたい。

ただ、申し上げているように、そうではない、報酬改定にかかわらない事項で、3年と設定があり短いというものは当然あると思われるので、その点について議論したい。

いずれにしても、我々としては3年ごとに見直していただきたいというスタンスがある。

<通番5：要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長）提案の1番目について、これだけ利用者が増えていく中で、負担の軽減は極めて重要なことであるから、ぜひ負担軽減をしっかりと行っていただきたい。自治体の負担や、利用者にとっても、認定結果によって結構自己負担が発生したり、時間がかかるためサービスの利用を控えたりする方もいる中で、何らかの対応をされるという方針はないか。

（厚生労働省）要介護認定により、自己負担も変わり、受けられるサービスも変わってくるということで、適正な運用とすることが、利用者から非常に求められることだと思っている。他方で、あまりにもきめ細かくすると、自治体の負担になるということで、その辺をいかに勘案しながら、調整するのかということが大きな課題だと思っている。

平成30年から簡素化について見直しを行うなど、必要なものは見直しをしている。利用者への適正な判定と適正なサービスが供給できるような区分の認定、そして、自治体の負担も考えながら、できるものは簡素化あるいは効率化を図っていく。政府としても、そうした自治体の事務の支援について、予算面も含めて取り組んでいるところである。

（高橋部会長）今回の提案では、12か月後では6割だったという話であり、逆に言うと4割は変更がなかったということであり、24か月時点でも3割程度は、要介護度は変わらないということなので、12か月、24か月という形で見直してもいいのではないか。

（厚生労働省）介護保険部会で、データに基づき、各自治体の代表者や医者などの専門家の方々の意見も踏まえて議論をしていただいているところ。

介護認定の区分については、受けられるサービスの量や自己負担に直結するため慎重な判断が必要である。今後、データに基づいて議論する際に、何割がいいとかという基準があるわけではないが、これまでの議論では、6割以上、半分以上の方が変わるということであれば現状維持ということ、審議会でも判断いただき、変更していない。

（高橋部会長）データの把握はいつまでに行われるのか。

（厚生労働省）令和3年4月以降のデータなども集積し、令和4年2月、3月ごろから、介護保険部会で各種制度見直しを議論する。令和4年の年末に、その方向性を打ち出すということになっている。

（勢一構成員）データに基づいて見直しを行っていくということは、非常に重要なことだと理解している。令和3年度からの見直しの例で、有効期間の上限を36か月から48か月に延長したということだが、このときの根拠になったデータの数値は、どのくらいの割合に着目したのか。

（厚生労働省）4割が変わっていないというデータを踏まえ、対応した。

（勢一構成員）今回の新規申請も4割は変更がない。約4割の変更はないということだと、更新申請とあまり変わらないのではないか。

（厚生労働省）更新申請のように要介護度が3年変わらなくて4年変わらない場合と、新規・区分変更申請のように、認定したばかりで要介護度が動く可能性が高い状況において、変わらない者の割合というのは、医学的な評価を勘案すると意味合いが異なってくる。

（高橋部会長）結局、変更の必要性は一緒ではないか。

(厚生労働省) 個々人に着目すればそうかもしれないが、全体で見ると、新規・区分変更申請で、最長の1年後に、6割の人が区分を変える必要があるという状況になるというのと、更新申請で3割から4割の人が変わる状況になるというのでは、少し違う。今回、延長した理由は、要介護度が変わらない者の割合に着目し、拡大をするといったような措置をとった。

(高橋部会長) 総体の中で、4割は変わっていないということは、要するに6割は変わったということである。どちらに着目するかというのは詭弁である。この理屈は、2次ヒアリングまでによく御検討いただきたい。その背景には、重度化された方に対しては、ケアマネが変更認定しなさいと言うはずであり、軽度化された方に対しては、負担が重くなるから、ケアマネがきちんと見るという考えがあると推察する。その考え方にに基づき、延長してもいいという話になったのだと思う。

提案の2番目について、簡素化案件では、提案団体によるとコンピュータによる一次判定と二次判定が、97%で一致するという話である。認定審査会に係らしめないという運用はできないのか。

(厚生労働省) 認定審査会というものは、認定調査員や主治医が申請者から得た情報を踏まえ、保健医療福祉に関する専門家が要介護度等について最終的に判断する場である。市町村は当該審査会の審査結果に基づいて、要介護認定を行っているところ。当該審査会において、一次判定の結果の修正が可能である中で、要介護認定の信頼性に影響するとの指摘があることから、その重要性を踏まえ、認定審査会で行う必要があると認識している。

(高橋部会長) 簡素化の要件に合致していれば、基本的にはリストだけを出せばいいのか。

(厚生労働省) そのとおり。簡素化の要件に合致した個々の方をリストアップしたものを提出することで、一次判定の結果のとおり認定するもの。

(高橋部会長) 提案団体からは、合議体の構成員が申請者の利害関係者になっているかどうかを調べなければいけないことが負担だと聞いている。そこを何とか軽減化できないか。例えば、主治医に一次判定結果を見せ、認定を委任するという方法はとれないのか。

(厚生労働省) 平成30年からの簡素化について、実態調査等を随時やっていないため、簡素化の具体的な運用を把握し、課題を抽出することで、この通知の省略自体は無理でも、ほかにどう簡素化ができるのかを検討していきたい。

(高橋部会長) 実態を聞くときには、分権事務局とも相談していただきたい。調査はいつまでに実施するのか。

(厚生労働省) 具体的に各自治体でどういうことやっているかというのは、我々がいろいろやっている調査の中の質問項目に組み込んで実施する。制度改正ものの1つになるため、具体的には令和4年2月、3月ごろから社会保障審議会介護保険部会で議論していくというスケジュールである。

(大橋部会長代理) 厳格に運用するべきであるが、他方で自治体から言われているのは、申請があってから認定までの期日というのが、法律だと30日以内と権利保護を図るような手続規定になっているところが、現在は平均でも40日かかっている。そして、今後の増加を見込むと、さらにこれが長引いていくというような状況も一方である。今までも期間の見直しということをされてきたり、先ほど審査会にかけるときの要件もいろいろ勘案してくださったりしてきた。他方で、申請の処理を適正化する必要があるのではないかと。マンパワーが足りていない中では、予算をつけるというだけでは、必ずしも解決策にならないという前提を踏まえた制度設計をぜひ御提案いただきたい。

(厚生労働省) 自治体なども、これまでもいろいろ意見を聞きながらやってきたが、きちんと自治体の実情あるいは意見も踏まえながら検討していきたい。

(高橋部会長) スケジュール感も含めて、また事務局とよく調整し、2次ヒアリングに向けてお話しいただきたい。

<通番7：管理栄養士による居宅療養管理指導を可能とする見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 緊密に医者との連携を確保すれば、必ずしも主治医と同じ機関に属さないような管理栄養士についてもこの事業を行うということは可能のように思うが、何故できないのか。

(厚生労働省) 計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて行うことが原則である。従って、社会保障審議会の介護給付費部会等で議論したところ、医師の配置があるようなほかの医療機関や老健施設以外で算定が認められるのは、日本栄養士会もしくは都道府県栄養士会が設置し運営している栄養ケア・ステーション

と連携した場合である。なぜならば、栄養士会に所属し、定期的な研修会に参加することで、管理栄養士の質が確保されているからである。

(高橋部会長) 主治医と所属が異なる機関に所属している管理栄養士に居宅療養管理指導の実施が認められるにも関わらず、何故、薬局にいるというだけで駄目なのか。栄養ケア・ステーションは薬局とどこが違うのか。

(厚生労働省) 栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションには、ある程度の数の管理栄養士が所属している中で、居宅療養管理指導をできる管理栄養士を責任持って選任いただけると考えている。また、研修を受けているという点で質が担保できていると考えている。

(高橋部会長) それでは、研修すればいいのではないか。

(厚生労働省) 栄養ケア・ステーションは、人材育成や地域の栄養のケアの形成に関わるネットワーク形成等のセンター機能を有しており、公益事業として日本栄養士会や都道府県栄養士会が運営しているものである。他方、薬局が運営しているものは日本栄養士会が栄養ケアの業務を行う適格性を有する事業所として認定しているものである。栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションは経験がある管理栄養士が所属しているというところ、そして、研修会の開催を行っており、管理栄養士の質が確保されている。従って、質の担保という観点からこのように違いがある。

(高橋部会長) 組織の担保と組織に所属している個人の担保は違うのではないか。

(厚生労働省) 栄養士会がつくった認定制度に基づく認定栄養ケア・ステーションというのは薬局が運営しているものであるため、当局として必ずしも実態を把握しているものではない。組織の実態や運営の活動の実態という観点からも、やはり栄養士会等の運営している栄養ケア・ステーションとは全く同一ではないという認識。

(高橋部会長) 話がかみ合っていない。組織としての担保と組織が属している個人の担保とは話が違っていて、栄養ケア・ステーションに所属している管理栄養士ができるということは、つまり、登録さえしていればよいということである。個人の担保になっていないのではないか。

(厚生労働省) 医療機関等との契約を栄養士会が行い、自団体に登録している管理栄養士の中からどなたに頼むかというのは栄養士会が選ぶことになっているため、個別に管理栄養士と医者で契約してやるという話ではなく、組織的な話である。

(高橋部会長) どういう形でこの栄養ケア・ステーションに所属すればできるのか。

(厚生労働省) 資料の28ページに、主治医の所属している病院または診療所とそれ以外のところで「連携(契約)」と書いているが、そこで契約し、基本はこの主治医の属しているところが居宅療養管理指導費などの介護報酬請求を行うことになっている。病院と栄養士会が、組織として報酬の分配を契約することを想定しているものである。

(高橋部会長) 訪問に関しては栄養ケア・ステーションと契約するのか。

(厚生労働省) そのとおり。

(伊藤構成員) 今の28ページのポンチ絵のところでは契約の相手方であるが、薬局自体は契約の相手方にならないということか。

(厚生労働省) そのとおり。

(伊藤構成員) ただ、実際に栄養士、管理栄養士の方で、地域で在宅の訪問等を現場でいろいろできるという余力がある方というのは、もちろん栄養ケア・ステーションというのもあると思うが、薬局に所属しているという場合が考えられるというのが提案団体の提案である。これは薬局を契約主体に含めるということは制度的に無理ということか。

(厚生労働省) この制度は令和3年からスタートしたが、栄養士会が関与している栄養ケア・ステーションであれば質の担保が図られているということを以て、運用を開始した。いろいろな議論の中で薬局がやるということが何か制度的に支障があるか、あるいは法律改正すればできるのではないかと問われれば、その検討の余地はあると思う。

(高橋部会長代理) 28ページの図や先ほどからの説明を聞いていても、やはり栄養指導をする上での一番のポイントは、主治医が指示をきちんと管理栄養士に出しているということだと思う。例えばこの指示書の内容がきちんとしたものであって、医師の監督の下に行われるということであれば、栄養士が薬局にいるということは決定的な違いにならないのではないかとというのが一番の疑問である。

確かに審議会の議論は分かるが、現場のマンパワーが社会のどこにあるかということ、医療機関にいる管理栄養士は病院の中のことで手いっぱい居宅のほうには回れないという状況で、この栄養ケア・ステーションも全

国に津々浦々あるというものではなくて、やはり偏在していてまだ数が足りてないという状況がある。そこで、居宅療養管理指導を実施できる人がどこにいるかと自治体の人が探したら薬局にいるということで、医師がしっかりそこに指示をしてくれればやってもいいというような需要が掘り起こせている。これを認めればサービスが広まるということが分かっているのに何でそれを止めるということの理由が先ほどの議論で分からない。主治医の指示をきちっとするというような形で運営するというのでは駄目なのか。

(厚生労働省) 医師の指示が非常に重要であると考えている。他方、薬局とは異なって、栄養ケア・ステーションを運営する栄養士会は各地域の管理栄養士や栄養士の職域を代表する団体ということで、医師会と組織として連携体制を築くことが可能であり、居宅療養管理指導を実施する上で、質が担保できると考えている。

(大橋部会長代理) しかし、鳥取県内には、3つしかない。3つしかないところに所属している人を当てにしたとしても、制度展開はできないのではないかと。

(高橋部会長) 栄養士会の独占・加盟義務制を助長しているのではないかと。質の担保という観点で研修が重要であるならば、研修受講を条件に認めればいいだけではないかと。

(厚生労働省) 我々も貴重な管理栄養士を有効活用する取組は必要であると認識している。栄養士会とも連携しながらこの枠組みも含めて検討していく。

(高橋部会長) ぜひ真剣に拡大について議論いただきたい。今、大橋部会長代理が指摘したようにまだまだ栄養ケア・ステーションは少ない。それを拡大するには別の方法や、別の形で定着させる方法がある。栄養ケア・ステーションの普及を否定するものではないが、これだけで拡充しようというのは無理があるのではないかと。思うので、実質が担保できて地域の資源が活用できることを真剣に検討いただければと思う。検討いただける機会はないか。

(厚生労働省) 事務的にはもちろん検討するが、これも介護報酬の一環であるため、3年に1回の見直しである。去年1年間かけて議論して、この3年の4月から第8期がスタートしたところである。我々としても栄養士会の独占というつもりでやっているわけではない。自治体からは医療機関にいる管理栄養士は外に行けないのではないかと。この話もあるため、実態を把握する。高齢者の口腔衛生は食事とも直結する話であり、管理栄養士の数が少なく貴重だということは我々も切に感じているため、きちっと真剣に考えていきたいと思っている。

(高橋部会長) 根本的な跳ね返りでもないようだが、制度の微調整は中間的な手直しでは無理なのか。全て変更する際にまとめて議論するというのでは時間がたってしまうと考えている。

(厚生労働省) 栄養ケア・ステーションは、全ての都道府県でも運営されていて一応対応可能な状況になっているところであるものの、まだまだ少ないといった指摘がある。他方、令和3年4月から始まっており、具体的な算定が始まったばかりで、徐々に広がりつつある段階にある。そういったようなところを踏まえ、今後やはり状況の把握を進めながらこの取組をどのようにしていくのかを検討したい。

(高橋部会長) まず2次ヒアリングまでにできることはしていただき、その上でどうするかはまた議論させていただきたい。

<通番6：介護保険負担限度額認定証の認定期間の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 6月中旬に市町村民税が確定してから認定証の有効期限の始期が8月1日ですごく短い。これが負担だという話だが、制度設計に無理があるのではないかと。思うがいかがか。

(厚生労働省) これは補足給付という形で申請に基づいて支給をする給付であり、まずは申請を必ずしていただく必要がある。支給要件の一つに市町村民税非課税であることが入っており、年1回、前年の所得に基づき地方公共団体で判定をしているため、我々としても、市町村民税の課税・非課税が切り替わるタイミングで一度申請をして判定することを基本的な仕組みとして考えているところ。

期間が短いという話については、確かに税の切替えのタイミングの問題もあるが、逆に税が確定してから申請までの期間を長く取れば、事後的に過誤調整事務が発生するという可能性もあり、医療保険での類似の仕組みについても8月1日を切替えのタイミングにしているため、併せて処理するのが効率的なのではないかと考えている。

(高橋部会長) ただ、最初の認定はそうだが、非課税かどうかの認定まで申請に係らしめなければいけないのか。判定は、申請を受けなくても自治体は自分でできると言っているから、自分の捕捉している情報でできるのだから、有効期限は2年にしていただいて、変わればもうその段階で、職権で変えればいいのかという話だと思うの

が無理なのか。

(厚生労働省) 受給要件が世帯で市町村民税非課税であることなので、そこは判定を必ずしないとイケない。

また、回答の最後でも書いているが、あくまでこの有効期間については1年と定める通知については技術的助言なので、その部分は自治体のほうで事後的に要件から外れる方がほとんどいないということや過誤調整事務がそれほど発生しない見込みだということであれば、判断を変えていただくことも可能ではないかと考えている。

(高橋部会長) それは通知でできるということか。発出していただけるということか。

(厚生労働省) まずは自治体でどのくらい有効期間を延長したい声があるのか、あと実際にやった際、過誤調整事務が多数発生するということだと、国として2年を基本にしていくのは難しいので、まず実態をよく踏まえていきたい。

(高橋部会長) 過誤調整事務が発生するのは、自治体が把握できているのになぜ発生するのか。

(厚生労働省) 市町村民税だけを判定するというのであれば、有効期間を延ばしたとしても例えば職権で1年経過後に確認することは可能だと思料される。

(高橋部会長) 次に預貯金要件について、市町村はどうやって把握するのか。

(厚生労働省) 今回、自治体からいただいている回答を見ると、ほぼ全件調査というか、どこに預けているか分からないため金融機関全部に照会している自治体もあるようで、我々としても事務負担的にも大変だし、そうしたことまでは想定していなかったところ。

他方で、自治体においても運用上、どのようにやっているか聴取・調査し、必要があれば事務連絡など発出し、事例紹介のような形も検討していきたい。いずれにしても、全件調査をやっている自治体が今回出てきている中でも複数はあるので、そこはツーマッチな運用になってしまっている。

(高橋部会長) ツーマッチという認識があるのであれば、今の課税所得のほうの職権の話と絡め合わせて2年でもいいのではないかと。

(厚生労働省) あくまでも位置づけとしては、この通知は技術的助言であり、自治体のほうで判断いただくべき事柄ではある。

(大橋部会長代理) 確かに技術的助言なのだが、同通知を見ると何月何日から何月何日という疑義がないような明確な形で書き切っているのだから、自治体は1年で運用しようと思う。その結果、実際に今回の提案団体も皆、律儀に1年ずつ全件調査をしたりして、すごく手間をかけている。

それでどれくらいの自治体が柔軟化に歩めるのかなというところは非常に曖昧な感じがするので、むしろもう少し明確な形で緩めてもらい、今回の提案に出ているような2年を標準で考えてくださいというような言い方をされたほうが実態に合うような気はするが、いかがか。

(厚生労働省) 通知の取扱いは先ほど申し上げたとおりであり、収入要件と預貯金要件と2つの要件を組み合わせで支給の可否を決定している。収入については、部会長から御指摘もあったとおり、自治体のほうで確認ができるのではないかと考えているが、預貯金のところは実際に有効期間を2年にしたときにどれだけ支給対象外となる方が出てくるのか。それによって過誤調整の事務がどの程度発生してくるのかを我々も全国的にどうなるのかまだ見えてないところがあるため、自治体の御意見や、実際に期間を延長したときの効果といったものもよく検証していきたい。

(高橋部会長) 検討いただくということなので、これは2次ヒアリングまでにある程度実態を把握していただけるか。

(厚生労働省) 自治体の意見も伺う。調査がどこまで間に合うかというのは事務局と相談の上、検討したい。

<通番 14：市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 質疑を始める前に冒頭、原則的なお話をお願いしたい。計画策定のある意味では期間の義務付けになっており、全体として重点事項にしている計画策定等の義務付けの見直しの一つの典型的なことだと受け止めている。そういう意味では、全体として義務付けの緩和、縮小が今、求められている時代だと思うので、これもその一環だと受け止めていただいて検討いただきたい。

その上で、3年の期間はサイクルとして計画になじまないのではないかと。何とかしてサイクルの緩和ということを考えていただくことが極めて重要だと思うがいかがか。

(厚生労働省) 介護保険に特有の仕組みだが、介護保険の場合、介護保険料を法律上、3年を通じて財政の均衡を保つものとされている。法改正等の制度見直しや介護報酬改定もそれに合わせて3年に1回やるような形になっている。

介護保険事業計画においても、保険料を定めるに当たって今後3年間でどれくらいサービス見込量が増え、どういう取組をやってサービス見込量を確保するのか、介護予防の取組をどう進めていくのかなど、全て連動して定めるような形になっており、かつ、それを保険料に反映する仕組みであるので、単に計画の期間だけをもって3年としているわけではなく、保険料をはじめとする制度を一体として3年としている。

(高橋部会長) 保険料の積み上げのところが6年にしてくれという話はするつもりはない。ただ、介護保険料のために3年サイクルだから総体としての計画も3年サイクルでなければいけないという理屈にはストレートにつながらないのではないかと。例えば計画を6年にして介護報酬の部分だけは3年で中間見直ししていただく。介護報酬のところは別にそれは制度全体の根幹だから見直す必要はないが、何もそれ以外のところまでフルセットで3年ずつやれというのは酷なのではないか。

(厚生労働省) 提案団体のほうからお示ししていただいているものだと、フルセットから除いて6年にしたらどうかというところで介護サービスの提供体制の確保や介護予防の取組、給付の適正化など例示をいただいている。これも当然うまく保険料と切り離してできるかということが課題となる。

(高橋部会長) アンケートなどは省略可能ではないか。

(厚生労働省) ここの各種調査、アンケートは、自治体にお住まいになられている方に例えば在宅介護の状況や日常生活における介護ニーズとかをお聞きしており、この部分はどちらかという計画期間を一部延ばしたとしても、どうサービス量を見込んでいくかの話なので、なかなか省略は難しいかなという気がする。

むしろ、こちらで危惧しているところは、法改正は3年に1回で、仮に3年に一度の制度見直しで新しいサービス類型をつくった際、自治体の提案いただいているところを踏まえると、新しくできたサービスのサービス見込量は3年ごとに反映されると。保険料も3年なので、サービス見込量と保険料の算定は3年でできるが、実際にサービス提供体制をどう確保するか保険料の取組部分が6年でいいのではないかとということで、3年に1回、反映されない形になってしまう。このため、新しいサービス類型が法律上でき、その見込量と保険料反映ができてはいるのだが、実際にどうサービス量を確保していくかの取組部分が計画にはその後3年間書かれないことになってしまうと支障がある。ひいては、インセンティブ交付金の活用による自治体の取組評価にも反映が難しい状況になってしまうように思う。

(高橋部会長) 介護報酬算定に直接関わりがない部分についての省力化は考えられないのか。

(厚生労働省) 計画期間という意味での省力化というより、むしろ計画策定業務に係る自治体の負担軽減は確かに我々も課題だと思っており、各市町村に計画の見直し内容を分かりやすく示したり、地域包括ケア「見える化」システムを自治体に提供しており、サービス料を見込むときに一から計算するのではなく、あらかじめプリセットのデータが入った上で、自治体のほうで加工していただくような形で省力化を図っている。こういうことは引き続き取組としてもしっかりやっていきたい。

(高橋部会長) 負担軽減の点で一致していただいているのであれば、介護報酬に直接響かないものについては、6年に一遍、検討いただくというのもあるのではないかと。

(厚生労働省) 指摘のような各種アンケートなどで負担になっているのであれば自治体にもいろいろ伺い、負担にならない方策も何かないか検討していきたい。

(高橋部会長) 法令改正をまずお願いしたいと思っているので、6年とし、3年見直しで反映させるべきところを中間見直しで反映させる。そういうような形で実質負担軽減を図っていただく方を一緒に考えてほしい。

(厚生労働省) 期間は、仮に6年にして3年に中間見直しとしても、保険料と切り離して整理できるようなところが計画の中でもほぼないような状況であり、基本的には中間見直しでほぼ全面改定をするような形になってしまうので、6年にする意義というのがなかなか見だしづらいのではないかと。一方で、部会長もおっしゃるとおり、計画期間というよりも計画に係る業務における自治体職員の負担軽減については我々も課題として認識を共通するところであり、考えていきたい。

(高橋部会長) 繰り返すが、実際の自治体の負担も調査し事務局と一緒に負担軽減の方向で考えていただきたい。

(勢一構成員) 計画設定に係る負担の軽減は、問題意識は共有していただいております。検討をお願いしたい。その上で、もう一つ気になるのはPDCAサイクルを回す点で、3年で大丈夫なのかという部分。いただいた回答でも、3年を一期としてPDCAサイクルを十分に発揮して対応することが必要であることをお示しいただいた。

他方で、説明いただいた資料の42ページで第8期の作成のスケジュールを拝見すると、令和元年12月からスタートして、令和3年の3月までかけて作成をしたという。これだけ作成に時間がかかるわけであり、手続と時間がかかる。自治体の現状では計画策定から2年目でもう取組の効果を測定していかないと次の計画に間に合わないという状況となり、これで本当に制度が求めるPDCAサイクルを十分に回すことが可能なのか。そういう意味でのスケジュール感として3年という期間をどのように考えておられるのか。

(厚生労働省) 確かに3年間の計画期間のため、次期計画をつくるにしても、3年間をフルに使えるわけではなく、計画策定から1年、2年経過したところで作っていくため、アウトプットないしアウトカムを見るための実績の期間が短くなるのは一定程度あるかと思料。その際に、国としてもできるだけ自治体がアウトカムをうまく見られるようなデータ提供をしたり、場合によっては一計画期間内に全ての取組が完結しないものも施設整備をはじめとしてあるので、次の計画期間も含め評価を少し長い目でやっていただくことも必要である。

(大橋部会長代理) 厚生労働省の中を見ると報酬改定や介護保険料が3年なのでそれをもとに発想が進んでいるのだが、地方公共団体全体の中で見たら、3年で回すやり方は決して普遍的なものではなく、策定期間と見直しを含めて相当無理がある。こここのところの強化のお金をつけてもやはり働き方としては相当無理がある。部会長が冒頭にお話になったように、今回調べると自治体のところに全体にわたって計画をつくれという法律がここ10年で相当増えており、特に3年サイクルは非常に密度が濃過ぎるくらいで、計画の手法になじまないような行政運営を強いているような側面が否定できない。やはり6年くらいをベースにして報酬改定などは中間見直しで対応してもらわないと中長期的には大変なのかなという印象を持っている。

(高橋部会長) 本格見直しと一部見直しのようなことも考えられないのかとの話であるが、いかがか。

(厚生労働省) 今日ほかのパートで3年に一度の制度見直しだと逆に遅い面もあり、他方で、我々としては、この3年に一度の制度見直しをし、割と大きな見直しが多いため、それによって自治体の計画も変わり、また介護報酬も変わってくる。例えば最近だと認知症大綱のようなものも政府が定め、それについて取り組むのがこの8期からスタートしており、そういう面で我々としては根幹部分が制度改革で3年に1回行われるため、それを踏まえた計画であり、介護報酬も連動して不可分一体と思っているが、改めて自治体のみならず構成員の方々からも御指摘いただいたので、事務局とも相談させていただきたい。

<通番10：被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法の明確化（厚生労働省）>

(高橋部会長) 我々の要望は、正しい判断により居所不明を理由とする生活保護の停廃止を行った場合に、それをどのように被保護者に通知するのかについて明確化を求めるというものである。どのような場合に居所不明と判断するかという実体の話を明確にしてほしいということではない。そして、通知の方法についても裁判所による公示送達の場合、現場での事務負担が重過ぎるため、民法の規定によらない公示送達によって通知することができるということを法制的に措置していただきたい。その点についてはいかがお考えか。

(厚生労働省) 地方税法のように個別法に基づく公示送達を行うといった様々なやり方が考えられるが、仮に法改正等を含め検討を行う場合、どのような場合にそのような送達方法を行うのかという点も、論点として押さえた上で検討を行う必要があると考える。確かに、本提案で求める措置は通知方法の明確化のみであるが、それ以前に、居所不明とはどのような状態を指すのかという論点と、居所不明とみなし保護の停廃止を決定した際にそれをどのように相手に伝えるかという問題は、密接に関連していると認識している。よって、両者は併せて検討させていただきたいと考えている。

(高橋部会長) 技術的な助言か、よるべき基準の改正といった可能性も考えられるが、本件は法改正に結び付くか。

(厚生労働省) どういったレベルでの手当てを要するかはこれからの検討次第だが、現時点での直観的な考えとしては、受給権の保護そのものに関わる論点であるため、その点についての法的な手当てが必要であるという議論になる可能性も否定できないと考える。

(高橋部会長) 本件の措置について、どのようなスケジュールを想定されているか。

(厚生労働省) 来年度に調査研究事業を立ち上げたいと考えている。本事業では、様々な自治体の実務家或いは生活保護に関わる専門家等、多様な方々に参画いただきながら、実際にどのようなケースを居所不明と取り扱っているのか、また居所不明と認定した場合にどのように相手方にその旨を伝えているのかといった実務の動向について、可能な限り詳細に把握したいと考えている。また、得られた結果を整理し、どのようなマニュアル

ル的手法を用いて今後の実務を取り扱うのかというところの調査研究をもう一年実施した上で、最終的な手当てをさせていただければと考えている。

(勢一構成員) 本制度の仕組みを見た素朴な疑問として、通知時に居住地や現在地が特定できない被保護者に対し、どのような通知手段があるかが明確化されていないこと自体に違和感を覚える。これまでそういった手段が明確化されていなかった理由は何か。

(厚生労働省) 生活保護の場合、居住地が明確になっている場合とそれが明らかでない場合、つまり現に存在しているその場所で保護をする現住地保護というものがある。いずれにせよ、保護を行う以上はどのように連絡を取るのかを確認しながら実務を行っていくことになるため、お尋ねの点については、実務の中で対応してきたのではないかと考えている。ただし、実際に保護の廃止を判断することについては、そこを突き詰め検討を行う機会がこれまでなかったということかもしれない。

(勢一構成員) 提案団体の主張にあるように、居所不明を理由とした生活保護の廃止件数は年間 30 件を超えると報告されている。先ほどのお話ではその点が把握されていないと聞き、驚いている。居所不明を理由とする廃止そのものについて、問題意識をお持ちということか。その点を明確にした上で、居所不明が廃止要件の一つとなるとすれば、次に送達の問題があり、通知方法について何らかの指示をいただく必要がある。それが何もしなければ、民法の規定による公示送達によることになるが、実際に自治体が苦労している状況のため、地方税法のような個別法に規定を設けてオプションを用意するといった話になるかと思うが、その点を全て踏まえて検討するというのでよいか。

(厚生労働省) 居所不明を理由とする保護の廃止そのものが適当でないとは考えていない。居所が完全に不明の状況で保護を継続するわけにはいかないということも当然であると考え。同様のケースが一定件数あることは事実だが、実務上利用可能なマニュアル的なものを整理することを考えると、居所不明という事情を一件ずつ詳細に調査・把握する必要があると考えるため、可能な限り多くの事例に即した形で把握及び検討したいと考えている。

(高橋部会長) 結論として、提案団体の求める措置は講じていただけるのか。

(厚生労働省) 本支障事例は実務上必ず発生することが想定される非常に悩ましい事例であり、厚生労働省としても放置すべきではないと考える。従って、本件については実情を把握した上で入念に検討し、必要な対応を行うという方向で考えている。

(高橋部会長) 措置するようお願いしたい。また、スケジュールについて、2 年次の調査研究をするということだが、十分検討した上での回答か。

(厚生労働省) 今後、様々な関係者と調査研究のやり方等について打合せをしつつ、逐次検討していきたいと考えるが、現時点では先ほど申し上げた方向で考えたい。

(高橋部会長) 先延ばしとすると自治体側も困ってしまうと考えられるため、なるべく早急に開始していただくようお願いしたい。

<通番 9 : 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し (厚生労働省) >

(高橋部会長) 実態を把握するにはどれほどの期間を要するか。

(厚生労働省) 網羅的に把握するのは難しい。市長会及び町村会を通じ、幾つかの主たる市町村に確認している。8 月中旬頃には確認できる予定である。

(高橋部会長) その結果を踏まえ、2 次ヒアリングでお話をさせていただきたい。なお、職権で収入情報を把握できる場合には提案団体の求める措置を行うにあたり支障はないという認識でよろしいか。

(厚生労働省) その認識で相違ない。

(高橋部会長) 全自治体が職権で収入情報を把握できる場合は全面的な改正を行い、それができないという自治体があれば、選択した自治体だけに職権での自己負担割合の軽減を認めるということではよろしいか。

(厚生労働省) その認識で相違ない。ただし論点が二つあり、一つは自治体内の税情報システムが収入情報を網羅している場合に、税務部局からその情報を入手することが可能かということ。もう一つは手間の問題で、税務部局から収入情報を提供してもらえとしても、それが紙の場合は一つ一つ確認をしなければならない。事務負担の軽減を図るには、職権で行った方がよいか、従来通り被保険者からの申告に基づいて行うのがよいかというのは、自治体によりばらつく可能性があると考え。

(伊藤構成員) 自治体によっては、職務の大部分で紙を使用しているため、結果的に手間が変わらない自治体があるかもしれない。ただ、提案団体及び多くの追加共同提案団体からの要望があり、行政のデジタル化の促進という時代の流れもあるため、簡素で合理的な仕組みという観点から、ぜひ検討していただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)